令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省元一⑮)

政策分野名 【施策名】	多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出	担当部局名	食料産業局(農村振興局) 【食料産業局企画課/産業連携課/知的財産課/バイオマス 循環資源課/食品流通課/食品製造課、農村振興局整備部地 域整備課】
政策の概要 【施策の概要】	農村、とりわけ中山間地域等においては、我が国が直面する高齢化や人口減少が都市部に先駆けて進行しており、集落機能や地域資源の維持に影響が生じ、地域特性に応じた付加価値の高い農産物の生産・加工・販売等の活動を展開する上において厳しい状況となっている。このため、農村の豊かな地域資源を最大限活用した新たな価値の創出や農業関連産業の導入等を通じて、農村全体の雇用の確保と所得の向上を促進するとともに、これまで農村の域外に流出していた経済的な価値を域内で循環させる地域内経済循環を進めるとともに、将来的には、地域間での経済的なネットワークを強化し、広域的な経済圏域への発展を目指す。	政策評価体系上の 位置付け	農村の振興
	食料・農業・農村基本計画(平成27年3月31日閣議決定) 第3 3(2)多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出 農林水産業・地域の活力創造プラン(平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定、平成26年6月24日改訂、平成28年11月29日改訂) Ⅲ 施策の展開方向 2.6次産業化等の推進 バイオマス活用推進基本計画(平成28年9月16日閣議決定) 第3 バイオマスの活用の推進に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策 土地改良長期計画(平成28年8月24日閣議決定) 第3 3 (2) 政策目標4 ア ②小水力発電の導入等の再生可能エネルギーの拡大	政策評価 実施予定時期	令和3年8月

施策(1)	バイオマ	スを機軸と	する新たな	産業の振り	興							
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	が重要で	である。 め、地方公舗	、質・家畜排せつ物・食品廃棄物等のバイオマスを活用して、持続的な事業を創出し、ここから産出された経済的価値を農業振興や地域活性化につなげること 共団体を核に農業者、食品産業事業者、バイオマス事業者等が連携してバイオマス利活用構想を策定する取組を促進する。 の具体化に向けた環境整備を促進する。									
目標① 【達成すべき目標】	バイオマ	スを活用し	た持続可能な事業創出により生み出された経済的価値による、農業振興や地域活性化の実現									
					年度	ごとの目	標値					
測定指標	基準値		目標値			年度	ごとの実 I	積値	1	指標- 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準 年度		目標 年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度			
			400億円	7年度	-	_	100億円	150億円	200億円	c^ ā	バイオマス活用推進基本計画(平成22年12月17日閣議決定)の変更が、平成28年9月16日に閣議決定され、変更後のバイオマス活用推進基本計画において、バイオマスを活用した産業については、「2025年(平成37年)に5,000億円の市場が形成」されることを掲げているところである。バイオマス活用推進基本計画に掲げられた農林漁業・農山漁村の活性化や新たな産業の創出の実現に向け、本施策の効果の実態を把握するためには、バイオマスの活用によりは、カルストルギスを経済的保険ない。	
ァ バイオマス産業都 における産業規模		_	400億円		_	_	103億円	116億円	157億円	S↑-直	用により生み出された経済的価値を測ることが重要であることから、測定指を「バイオマス産業都市における産業規模」に変更することとしたい。 目標値については、バイオマス産業の規模におけるバイオマス産業都市寄りの度合いを、市町村バイオマス活用推進計画の策定目標と、その内費してのバイオマス産業都市の選定目標より推計し、バイオマス産業都市にはお産業規模を設定した。また、平成29年度から令和7年度までの目標値は設定に当たっては、毎年度、一定数程度増加するものとして設定した。	
	 把握	の方法	作成時期 算出方法 済波及効	:バイオマ	月末 ス産業都	市構想に	位置付け			 小について、	当該年度のバイオマス関連製品の生産量及び発電量を基に市場規模及び経	
		データの所在:農林水産省食料産業局 達成度合いの									ごランク:50%未満	

農村における地域が主体となった再生可能エネルギー^(注1)の生産・利用 施策(2) 農村にはバイオマスのほか、水、土地などの資源が豊富に存在していることから、これらをバイオマス発電や小水力発電などの再生可能エネルギーとして活用しつつ、農業者な ど地域主体の取組を拡大することにより、農業経営の改善や地域への利益環元を進め、農村の活性化を図ることが重要である。 このため、農地等の利用調整を適切に行いつつ、再生可能エネルギーの導入と併せて、地域農業の健全な発展に資する取組を促進する。 施策の目指すべき姿 また、再生可能エネルギーの導入により農業生産コストの削減や農業者の所得向上等につながるよう再生可能エネルギーの地産地消を推進する。 【目標設定の考え方根拠】 更に、固定価格買取制度の適正な運用を基礎としつつ、低コスト化・高効率化のための技術開発、送配電網の整備等を促進し、関係府省の連携の下、再生可能エネルギーの普 及に向けた環境整備を図る。 今後の電力システム改革により、小売参入が自由化されることを踏まえ、地域への利益環元の効果も見極めつつ、農村地域の関係者が主体となった電力小売業の形成を促進す 目標(1) 再生可能エネルギー(注1)の生産・利用の促進 【達成すべき目標】 年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 指標-測定指標 基準値 目標値 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 計算分類 基準 目標 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 年度 年度 農山漁村には、土地、水、バイオマス等の再生可能エネルギーに利用でき る資源が豊富に存在しており、これら資源を活用した再生可能エネルギー発 雷による収入を地域の農林漁業の発展に活用する多様な取組が、全国各地 で取り組まれているところ。農山漁村再生可能エネルギー法の基本理念に掲 げられた農山漁村の活性化に向け、本施策の効果の実態を把握するために は、農山漁村において取組を行うことによって生み出される経済的価値を計 ることが重要であるため、「再生可能エネルギーを活用して地域の農林漁業 186.6億円 28年度 600億円 5年度 S ↑ -他. の発展を図る取組を行う地区の再生可能エネルギー電気・熱にかかる経済 再生可能エネルギー 規模」を測定指標として選定した。 を活用して地域の農 目標値については、現在、地方農政局等を中心に取り組んでいる各種支 186.6 258.2 296.6 371.5 援の継続により、過年度の増加ペースの維持を目指すこととし、令和5年度末 林漁業の発展を図る 億円 億円 億円 億円 時点の経済規模として600億円を設定した。 ア 取組を行う地区の再 生可能エネルギー電 長期にわたる戦略的な取組が求められ、必ずしも短期間で効果が現れるも 気・熱にかかる経済 のではないことから、単年度の目標値は設定していない。 規模 調査手法:法を活用した取組に加え、予算事業を活用した取組における事業実施主体の状況報告や地方農政局等からの聞き取り等により把握する取組地区 の状況から、経済規模を試算。 把握の方法 作成時期:調查翌年度6月 算出方法:聞き取り結果(発電容量と固定価格買取制度における調達価格、供給熱量等)により試算 データの所在:農林水産省食料産業局(固定価格買取制度調達価格については経済産業省公表データを使用)。 達成度合いの 評価に当たっては、各年度ごとの新規取組数を基本としつつ、農山漁村における再生可能エネルギー導入の検討状況等を総合的に分析し、判定する。 判定方法

	農業水利施設を活用した小水力等発電	2割	27年度	3割以上	2年度	-	約22.8% 22.9%	約25.6% 25.5%	約28.4% 28.6%	約31.2% 30.7%	S↑-直	土地改良長期計画 ^(注2) では、「農業用水を活用した小水力発電等については、農業水利施設の維持管理費軽減にも寄与する観点から、事業の採算性にも十分留意しつつ、円滑な導入に取り組む。」ことを位置づけていることから、「農業水利施設を活用した小水力等発電電力量のかんがい排水に用いる電力量に占める割合を令和2年度までに約3割以上にする」ことを測定指標及び目標値として設定した。毎年度の目標値については、一定の割合												
1	電力量のかんがい排 水に用いる電力量に 占める割合	把握0	の方法	農林水産	農林水産省農村振興局調査により把握							で増加させることとして設定した。												
		達成度 判定	合いの 方法		達成度合(%)=(当該年度の実績値)/(当該年度の目標値)×100 、'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満																			
	政策手段	予算額計(執		予算額計(執		予算額計(執		予算額計(執		予算額計(執		予算額計(執		予算額計(執		行額)	元年		関連す					平成31 年度行 政事業
(開始年度)		29年度 [百万円]		当初予		も 指標					政策手段の概要等 レビュー 事業番 号													
(1)	エネルギーの使用の 合理化等に関する法 律 (昭和54年)	-	_	—		_	_	この法律食品関連	津の適正 国企業とし	な執行に。	より、食品産業 的責任に関っ	型化等を推進をする。 業における環境問題等の社会的な課題への取組の推進が図られ、 する取組の強化を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇												
(2)	特定農産加工業経 営改善臨時措置法 (平成元年)	_	_	—		_	-	この法律	律の適正	な執行に。	より、農業及び	促進するための金融措置等の支援をする。 び農産加工業が健全に発展し、6次産業化等の取組の質の向上と - 資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与する。												
(3)	食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律 (平成3年、平成31年改正)	-	_	_		_	_	する計画この法律	iに対して 津の適正	国が認定な執行に。	を行い、このより、食品等流	と一般消費者の利益のため、食品等流通の合理化を図る取組に関計画の実施に必要な出資、融資その他の支援措置を講ずる。 流通事業者の創意工夫をいかした取組を広く支援することで、流通 て、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与												
(4)	容器包装に係る分別 収集及び再商品化 の促進等に関する法 律 (平成7年)	-	_	_		_	-	この法律食品関連	津の適正 配業とし	な執行に。 ての社会	より、食品産業 的責任に関	の推進をする。 業における環境問題等の社会的な課題への取組の推進が図られ、 - 音源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与する。												

中心市街地の活性 (5) 化に関する法律 (平成10年)		——————————————————————————————————————	_	_	国民生活の向上及び国民経済の健全な発展のため、市町村が作成する中心市街地の都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画に対して国が認定を行い、この計画の実施に必要な金融その他の支援をする。この法律の適正な執行により、消費者の食品に関する購買の利便を確保するとともに、地域の中小食品小売業の発展及び6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与する。	-
(6) 種苗法 (平成10年)	1	— — — — — — — — — — — — — — — — — — —	_	_	新品種の保護のための品種登録に関する制度、指定種苗の表示に関する規制等について定める。 この法律の適正な執行により、品種の育成の振興と種苗の流通の適正化が図られ、6次産業化等の取組 の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与す る。	_
地球温暖化対策の (7) 推進に関する法律 (平成11年)			_	_	地球温暖化対策計画の策定等により温室効果ガス排出抑制を促進する。 この法律の適正な執行により、食品産業における環境問題等の社会的な課題への取組の推進が図られ、 食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与する。	-
中小企業等経営強 化法(中小企業の新 たな事業活動の促進 に関する法律) (平成11年、平成28 年改正)	——————————————————————————————————————	——————————————————————————————————————	_	-	中小企業の経営革新、異分野連携新事業分野開拓等による新たな事業活動の促進を図るため、経営革新計画の承認又は異分野連携新事業分野開拓計画の認定を受けた中小企業等に対して、補助金、融資、債務保証などの支援措置をする。 この法律の適正な執行により、中小企業の創意ある成長発展が経済の活性化につながり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与する。	-
食品循環資源の再 (9) 生利用等の促進に 関する法律 (平成13年)	1	— — — — — — — — — — — — — — — — — — —	_	_	食品関連事業者に対して食品廃棄物の排出抑制と食品循環資源の再生利用の推進をする。 この法律の適正な執行により、食品産業における環境問題等の社会的な課題への取組の推進が図られ、 食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与する。	_
流通業務の総合化 (10) 及び効率化の促進 に関する法律 (平成17年)	——————————————————————————————————————	- — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	_	_	物流コストの削減や環境負荷の低減等を図る事業に対して、その計画の認定、金融措置等の支援をする。 この法律の適正な執行により、効率的で環境負荷の小さい物流の実現が図られることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与する。	-
中小企業による地域 産業資源を活用した 事業活動の促進に (11) 関する法律(中小企 業地域資源活用促 進法) (平成19年)	——————————————————————————————————————	-	_	-	各地域の「強み」である産地の技術、地域の農林水産品、観光資源等の地域資源を活用して新商品開発等を行う中小企業に対して、金融措置等の支援をする。 この法律の適正な執行により、新商品の開発等が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与する。	-

中小企業者と農林漁 業者との連携による 事業活動の促進に 関する法律(農商工 等連携促進法) (平成20年)				農林漁業者と食品産業等の中小企業者の連携による新事業の展開を支援する。 この法律の適正な執行により、中小企業者の経営の向上及び農林漁業者の経営の改善が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び新たな市場を創出するための環境づくりの推進を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与する。	-
農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原(13) 材料としての利用の促進に関する法律(平成20年)			_	原材料生産者と燃料製造業者が連携した取組に関する計画及び研究開発に関する計画を国が認定する制度を創設するとともに、これら計画の実施に対し、税制や金融上の支援措置をする。この法律の適正な執行により、バイオ燃料の製造・利用の拡大が図られ、農村に由来する資源を活用した新産業の創出を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与する。	-
地域資源を活用した 農林漁業者等による 新事業の創出等及 び地域の農林水産 物の利用促進に関 する法律(六次産業 化・地産地消法) (平成22年)		_	_	農林漁業者等による農林漁業の六次産業化を促進するため、農林漁業者等が農林水産物等の生産及びその加工又は販売を一体的に行う取組に関する計画並びに当該取組に資する研究開発及びその成果の利用に関する計画に対して国が認定を行い、これらの計画の実施に必要な金融その他の支援措置をする。この法律の適正な執行により、新たに6次産業化に取り組む際の農林漁業者等の負担が軽減され、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与する。	-
電気事業者による再 生可能エネルギー電 (15) 気の調達に関する特 別措置法 (平成23年)	——————————————————————————————————————	- (:	2)-①-ア	再生可能エネルギー源(太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス)を用いて発電された電気を、一定の期間・価格で電気事業者が買い取ることを義務付ける。 この法律の適正な執行によりエネルギー供給設備の導入促進が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与する。	-
株式会社農林漁業 成長産業化支援機 構法 (平成24年)			_	農林漁業者が主体となって新たな事業分野を開拓する事業活動等に対し出融資や経営支援を行う枠組みを定める。 この法律の適正な執行により、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域 資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与する。	1
(17) 産業競争力強化法 (平成25年)	——————————————————————————————————————		_	経営資源の有効活用を通じ、産業の生産性向上を図るため、強化法に基づく計画の認定を受けた事業者に対して、税制、融資、債務保証、会社法の特例などの支援措置をする。 この法律の適正な執行により、事業者の生産性が向上し、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与する。	-
農林漁業の健全な 発展と調和のとれた 再生可能エネルギー 電気の発電の促進 に関する法律 (平成25年)		- (:		農山漁村において農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電を促進するため、農林地等の利用調整を適切に行うとともに、再生可能エネルギー発電の導入と併せて地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を促進する。 この法律の適正な執行により、エネルギー供給設備の導入促進が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与する。	-

特定農林水産 の名称の保護 する法律(地野 示法) (平成27年、平 年、平成30年	に関 里的表 - _{成28}	——————————————————————————————————————	_	_	-	地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物・食品等のうち、品質や社会的評価等の確立した特性が 産地と結び付いている産品の名称を、知的財産として国に登録し、国がその名称を保護する地理的表示保 護制度について定める。 この法律の適正な執行により、特定農林水産物等の生産業者の利益の保護を図り、6次産業化等の取組 の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与す る。	-
持続可能な循源活用総合対 (20)業 (平成30年度) (関連:元-③,	策事 240 (212	=	167 (153)	99	(1)-①-ア (2)-①-ア	食品産業における環境問題等の社会的な課題への取組を推進し、食品関連企業の食品ロス削減の取組の強化を図ることにより、食品産業の体制強化及び地域循環資源を活用した地域活性化がなされ、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与する。また、再生可能エネルギーを供給する取組を推進し、農村に由来する資源を活用した新産業を創出することにより、農山漁村の活性化が促進され、雇用と所得の創出に資する。	0012
6次産業化サ 事業 (21) (平成26年度) (関連:元-③)	369 (352	=	753 (683)		(1)-①-ア (2)-①-ア (2)-①-イ	6次産業化に取り組む農林漁業者等の支援体制の整備、6次産業化ネットワーク活動の全国的な推進に向けた優良事例の収集・提供及び啓発セミナーの開催等を支援する。 この支援措置により、農村の豊かな地域資源を最大限活用した新たな価値の創出や農業関連産業の導入等を通じて、農村全体の雇用の確保と所得の向上を促進することに寄与する。	0014
食料産業・6次 (22) 化交付金 (平成30年度) (関連:元-②,	-	——————————————————————————————————————	1,634 の内数 (1,463 の内数)		(1)-①-ア (2)-①-ア	農林漁業体験を経験した国民を増やすとの目標の達成に向けて、農林漁業体験を広く普及させる取組、新たに農林漁業体験を経験する国民の増加につなげる。栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やすとの目標の達成に向けて、食育推進リーダーによる普及啓発、情報提供、地域食文化の継承に向けた調理体験の実施等の取組を支援する。 農林漁業者と多様な業種の事業者が参画するネットワークを構築して取り組む新商品開発や販路開拓、加工・販売施設の整備等を支援する。 地域主導で再生可能エネルギーを供給する取組の推進、バイオマス産業を軸とした環境に優しく災害に強いまち・むらづくりを目指すバイオマス産業都市の構築を支援する。 これらの取組により、地域の農林漁業の発展を促進し、農山漁村が活性化することで農村に由来する資源を活用した新産業の創出、農業の振興や地域の活性化に寄与する。	0017
農業用用排水の整備・保全((23)(昭和24年度)(関連:元-⑧、	直轄) 56,359 (53,898					本政策手段は、農地の受益面積がおおむね3,000ha以上(畑地の場合は1,000ha以上)の地域を対象として、特に基幹的農業用用排水施設の新設、管理、廃止又は変更を実施し、農業用水の安定的確保及び農地排水の改良を図るもの。具体的には、用水対策として頭首工、用水機場、用水路等を、排水対策として排水機場、排水樋門、排水路等を整備。また、国営事業により造成された大規模な施設のうち、高度の公共性を有し、その管理に特別の技術的配慮を必要とする施設等について管理を実施。併せて、これら事業により効果的・効率的な実施に向けた調査を実施。【(2)-①との関連】農業水利施設の安定的な用水機能等を確保するための改修・整備に当たって、用水路の落差等を活用した小水力発電等の導入により、自ら消費する電力の供給や売電収入による施設の維持管理費の軽減に寄与する。	0116
農山漁村地域 交付金 (24)(平成22年度) (関連:元-⑦, ⑭,⑰,⑳)	87,42 の内数 (87,349	なの内数 3 (77,842	の内数 (72,233	80,004	(2)-①-イ	自治体が農山漁村地域ニーズにあった計画を自ら策定し、農山漁村地域の防災力の向上、農林水産業の基盤整備の推進を交付金により支援。 【(2)-①との関連】 交付金の事業内容の一つである農業水利施設の整備に当たり、用水路の落差等を活用した小水力発電 等の導入により、自ら消費する電力の供給や売電収入による施設の維持管理費の軽減に寄与する。	0122

農業競争力強化基 盤整備事業 (平成24年度) (関連:元-⑦,⑧)	34,486 (34,131)	47,222 (46,803)		65,692		農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備等の一体的な推進や、畦畔除去等の簡易な農地整備、老朽化した農業水利施設の補修・更新など、地域の実情に応じたきめ細やかな整備の推進を支援。 【(2)-①との関連】 農業水利施設の安定的な用排水機能等を確保するための改修・整備に当たって、用水路の落差等を活用した小水力発電等の導入により、自ら消費する電力の供給や売電収入による施設の維持管理費の軽減に寄与する。	0123
農山漁村振興交付金 金 (平成28年度) (関連:元-③,⑦,⑧, ⑫,⑭,⑯,⑰,⑱,卿, ②)	7,326 の内数 (7,011 の内数)	の内数 (7,886	の内数 (7,282	9,809 の内数	(1)-①-ア (2)-①-ア (2)-①-イ	地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結び付ける取組までを総合的に支援することにより、農村に由来する資源を活用した新産業の創出に寄与する。	0204
小水力等再生可能 エネルギー導入支援 (27) 事業 (平成29年度) (関連:元-③,⑫,⑭)	_	255 (247)	= 1	-	(2)-①-イ	農業水利施設を活用した小水力等発電の導入に係る調査設計等の取組を支援する。この支援措置により、再生可能エネルギーの活用に向けた取組の促進を図り、再生可能エネルギーの活用と農業水利施設の維持管理費の軽減を図り、持続的な農業の発展と農村の活性化に寄与する。 【(2)-①との関連】 米の生産コストのうち使用電力量が削減されるとともに、農業水利施設を活用した小水力等発電電力量のかんがい排水に用いる電力量に占める再エネ比率の向上に寄与する。	0206
農林漁業成長産業 (28) 化ファンド (平成24年度) (関連:元-③)	5,000 [5,000 (資産投 貸付)]	5,000 [4,000 (資産投 出資) 1,000(資 産投貸 付)]		_	(2)-(1)-7	株式会社農林漁業成長産業化支援機構を通じて、農林水産物等の特色を活かしつつ、1次産業から2次・3次産業を通じて消費者までのバリューチェーンを築く事業活動に対し、資本の提供と経営支援を一体的に実施する。 この支援措置により、農村の豊かな地域資源を最大限活用した新たな価値の創出や農業関連産業の導入等を通じて、農村全体の雇用の確保と所得の向上を促進することに寄与する。	-
生鮮食料品等小売 (29)業近代化貸付制度 (昭和43年度)	_	-	_	_	_	国民の消費生活の安定等のため、食品小売業の近代化等に必要な施設の整備に対する金融措置((株)日本政策金融公庫(国民生活事業))の支援をする。 この支援措置により生鮮食料品等の小売業の近代化・合理化が推進されることになり、食品産業の国内生産額の維持を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与する。	-
新規用途事業等資 (30) 金 (昭和60年度)	_	-	-	_	-	国産農林水産物の加工の増進を通じ、その消費の拡大を図ることにより、農林漁業の生産力の維持増進を図るため、特定農林畜水産物を新規用途事業に採用する食品製造業者等に対し金融措置((㈱日本政策金融公庫(農林水産事業)からの融資)の支援をする。 この支援措置により、事業者は低利の資金を手当てすることができ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与する。	-
(31) 特定農産加工資金(平成元年度)	_	-	_	-	-	農業及び農産加工業の健全な発展に資するため、特定農産加工業者等の行う経営改善に対する金融措置(㈱日本政策金融公庫(農林水産事業)の支援をする。 この支援措置により、特定農産加工業者等が経営改善に必要な施設等を取得することで経営改善が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与する。	-

食品流通構造改善 貸付金のうち食品生 (32) 産販売提携事業施 設 (平成3年度)	-		——————————————————————————————————————	-	_	生産者と食品販売業者の連携による食品流通の構造改善事業活動に必要な施設の設備に対する金融措置((株)日本政策金融公庫(農林水産事業))の支援をする。 この支援措置により食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化を促進することになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与する。	-
食品安定供給施設 (33) 整備資金 (平成11年度)	_			-	-	食品又は飼料の安定的な国内供給体制等の整備を図るため、食料の安定供給の確保に資する食品又は 飼料製造業者等に対し金融措置(㈱日本政策金融公庫(農林水産事業)からの融資)の支援をする。 この支援措置により、事業者は低利の資金を手当てすることができ、6次産業化等の取組の質の向上と市 場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与する。	-
食品流通構造改善 資金のうち食品生産 製造提携事業施設 (平成12年度)	-		——————————————————————————————————————	-	-	食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化を図るため、食品製造業と農林漁業との連携に資する事業施設等に対する金融措置((株)日本政策金融公庫(農林水産事業))の支援をする。 この支援措置により、事業者の負担が軽減され、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与する。	-
農商工等連携促進 (35) 法に係る資金 (平成20年度)	-			-	ı	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動に必要な設備及び長期運転資金や、農林水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の取得等に対する金融措置((株)日本政策金融公庫(中小企業事業等))の支援をする。 この支援措置により、中小企業者の経営の向上及び農林漁業者の経営の改善が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び新たな市場を創出するための環境づくりの推進を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与する。	-
6次産業化に係る資 金 (36) (平成22年度) (関連:元-③)	_			-	_	6次産業化等に取り組む主業農家に対して、生産・加工・販売分野のチャレンジ性のある取組に必要な無利子の農業改良資金を融通する。 ・農林水産物の生産・流通・加工又は販売に必要な共同利用施設の取得等に対する金融措置((株)日本政策金融公庫(農林水産事業)) この支援措置により、農林漁業者等の経営の改善が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与する。	-
試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除制度(研究開発税制)[所得税・法人税:租税特別措置法第10条、第42条の4、第(37)68条の9][法人住民税:地方税法第23条第1項第4号、第72条の23第1項、第292条第1項第4号、附則第8条第1項~第4項](昭和42年度)	3,649 (3,367.3)	3,451.1 (2,294.8)	2,413 (9月把握 予定)	9月把握予定	_	支出した試験研究費を基に算出した一定の金額を、支出した年度の所得税額又は法人税額から控除する。 I 試験研究費の総額の6~14%(中小企業者等については12~17%)の額を税額控除 II 国の研究機関又は大学等と共同もしくは委託して行う試験研究の費用等(特別試験研究費)の20%、25%又は30%を税額控除 III 試験研究費の対売上比率が10%を超えた場合に、売上高の10%を超える試験研究費の額に控除率を乗じた額を税額控除 農林水産業及び食品産業の研究開発を促進することにより、農林水産・食品産業の成長力及び国際競争力の強化に寄与する。	_

特定農産加工業経 営改善臨時措置法 に基づく事業用施設 に係る特例措置 課税標準の軽減措 置 [事業所税:地方税 法附則第33条第5 項] (平成元年度)	101 (75)	104 (78)		_	_	農業及び農産加工業の健全な発展に資するため、以下のことを実施する。 資産割 1/4相当額を控除 この支援措置により、特定農産加工業者等が経営改善に必要な機械等を取得することで経営改善が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与する。	-
公害防止用設備を 取得した場合の特例 措置 課税標準の軽減 [固定資産税:地方 (39) 税法附則第15条第2 項第1号] [事業所税:地方税 法第701条の41第1 項表3] (平成8年度)	75.9 (81.6)			93.1	_	公害防止用設備(汚水又は廃液処理施設、ばい煙の処理施設、産業廃棄物処理施設)を取得した際に、事業所税について資産割3/4相当額を控除すること、また、汚水又は廃液処理施設に係る固定資産税の課税標準を1/2を参酌し、1/3以上2/3以下の範囲内で市町村の条例で定める割合とする。この支援措置により、食品産業における環境問題等の社会的な課題への取組の促進が図られ、食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与する。	-
中小企業者等が機 械等を取得した場合 の特別償却制度又 は税額控除制度 (中小企業投資促進 (40) 税制) (食品企業者関係) [所得税・法人税:措 法第10条の3、第42 条の6、第68条の11] (平成10年度)	76,100 の内数 (118,200 の内数)	117,100	(守和2年	115,000 の内数	_	取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除(資本金3,000万円以下の法人、個人のみに適用)との選択。 適用対象者は、中小企業者、事業協同組合等。 対象設備の取得価格については以下のとおり。 (1)機械及び装置(取得価格が160万円以上) (2)工具(1台の取得価格が120万円以上) (3)一定のソフトウェア(1のソフトウェアの取得価格が70万円以上) (4)車両(3.5 ¹ 。以上の普通貨物自動車) (5)内航船舶(すべて(取得価額の75%)) この支援措置により、中小企業者等(食品企業者関係)の設備投資が促進されることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	-
バイオエタノール等 揮発油に係る課税標 準の特例[揮発油 (41) 税・地方揮発油税: 租税特別措置法第 88条の7] (平成20年度)	39,357 (39,327)	,		44,548	(1)-①-ア	揮発油特定加工業者又は揮発油生産業者が製造したバイオエタノール等揮発油を、その製造場から移出する場合には、バイオエタノール等揮発油の数量からその製造に使用されたバイオエタノール等に含まれるエタノールの数量に相当する分を控除し、その控除後の数量を当該製造場から移出したバイオエタノール等揮発油の数量とみなす。 この支援措置により、バイオ燃料の製造・利用の拡大が図られ、農村に由来する資源を活用した新産業の創出を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与する。	-

農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に基づくバイオ燃料製造設備(エタノール、ディーゼル、ガス、木(42)質ペレットの各製造設備)に係る固定資産税の課税標準の特例 [固定資産税:地方税法附則第15条第26項] (平成20年度)	25 (32)		15 (20)	29	(1)-①-ア	この支援措置により、バイオ燃料の製造・利用の拡大が図られ、農村に田来する資源を活用した新産業の 創出を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与する。	ı
再生可能エネルギー 発電設備に係る課税 標準の特例措置[固 定資産税:地方税法 附則第15条第33項] (平成25年度)	14,103		8,561 (令和2年 2月把握 予定)	2,148	(2)-①-ア	再生可能エネルギー発電設備(太陽光発電設備、風力発電設備、中小水力発電設備、地熱発電設備、バイオマス発電設備。※太陽光発電設備は、政府の補助を受けた自家消費型設備に限る。太陽光発電設備以外は、固定価格買取制度の事業計画認定を受けた再生可能エネルギー発電設備に限る。)について、新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年分の固定資産税に限り、課税標準となるべき価格から、発電源種と発電容量に応じて定められた割合を軽減する。 この支援措置により、地域主導で再生可能エネルギーを供給する取組が推進され、そのメリットが地域に還元されることを通じて、地域の農林漁業の発展を促進し、農山漁村が活性化することで、農村に由来する資源を活用した新産業の創出に寄与する。	1
産業競争力強化法 に係る特例措置 (44) [登録免許税:租税 特別措置法第80条 第1項] (平成25年度)	(0)	(0)	(50)	_	_	産業競争力強化法の計画認定を受けた企業等が認定された計画に従って会社設立や増資等を行う場合、登録免許税を軽減する(0.7%→0.35%等) この支援措置により、新たな会社の設立や増資等が促進され、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与する。	1
特定中小企業者等 が経営改善設備を 取得した場合の特別 償却制度又は税額 控除制度(商業・ サービス業・農林水 (45) 産業活性化税制) (食品企業者関係) [所得税・法人税:措 法第10条の5の2、 第42条の12の3、第 68条の15の4] (平成25年度)	3,120 (2,100)	2,090			_	取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除(資本金3,000万円以下の法人、個人のみに適用)との選択。 適用対象者は、商業・サービス業等を営む中小企業者等。 対象設備の取得価格については以下のとおり。 (1)器具・備品(1台の取得価格が30万円以上) (2)建物附属設備(1台の取得価格が60万円以上) この支援措置により、商業・サービス業を営む中小企業者等の設備投資が促進されることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与する。	-
政策の予算額[百万円]	0 <110,944>	0 <99,612>	0 <99,024>	0 <102,999>			
政策の執行額[百万円]	0 <109,562>	0 <98,242>					

移替え予算に係る政策手段一覧(参考)

	THE WORK		額計(執行	亍額)				平成31
	政策手段 (開始年度)	28年度 [百万円]	29年度 [百万円]	30年度 [百万円]	元年度 当初予算額 [百万円]	関連す る 指標	政策手段の概要等	年度行 政事業 レビュー 事業番 号
(1)	【参考:内閣府より】 農業生産基盤整備 事業に必要な経費 のうち農業用用排水 施設の整備・保全 (直轄) (昭和24年度) (関連:元-⑧,⑫)	7,105 (7,059)		6,127 (6,115)	6,271	(2)-1)-1	本政策手段は、農地の受益面積がおおむね200ha以上(畑地の場合は50ha以上)の地域を対象として、特に基幹的農業用用排水施設の新設、管理、廃止又は変更を実施し、農業用水の安定的確保及び農地排水の改良を図るもの。具体的には、用水対策として頭首工、用水機場、用水路等を、排水対策として排水機場、排水樋門、排水路等を整備。また、事業のより効果的・効率的な実施に向けた調査を実施。 【(2)-①との関連】 農業水利施設の安定的な用水機能等を確保するための改修・整備に当たって、用水路の落差等を活用した小水力発電等の導入により、自ら消費する電力の供給や売電収入による施設の維持管理費の軽減に寄与する。	内-0077
(2)	【参考:国土交通省より】 奄美群島振興開発 事業のうち農業用用 排水施設の整備・保 全(直轄)(昭和24年 度) (関連:元-⑧,⑫)	2,935 (2,836)		2,111 (2,105)	1,823	(2)-1)-1	本政策手段は、農地の受益面積がおおむね200ha以上(畑地の場合は50ha以上)の地域を対象として、特に基幹的農業用用排水施設の新設、管理、廃止又は変更を実施し、農業用水の安定的確保及び農地排水の改良を図るもの。具体的には、用水対策として頭首工、用水機場、用水路等を、排水対策として排水機場、排水樋門、排水路等を整備。また、事業のより効果的・効率的な実施に向けた調査を実施。 【(2)-①との関連】 農業水利施設の安定的な用水機能等を確保するための改修・整備に当たって、用水路の落差等を活用した小水力発電等の導入により、自ら消費する電力の供給や売電収入による施設の維持管理費の軽減に寄与する。	国-0411
(3)	【参考:国土交通省より】 北海道開発事業のうち農業用用排水施設の整備・保全(直轄) (昭和24年度) (関連:元-⑧,⑫)	37,324 (36,700)	,	- /	28,271	(2)-①-イ	本政策手段は、農地の受益面積がおおむね200ha以上(畑地の場合は100ha以上)の地域を対象として、特に基幹的農業用用排水施設の新設、管理、廃止又は変更を実施し、農業用水の安定的確保及び農地排水の改良を図るもの。具体的には、用水対策として頭首工、用水機場、用水路等を、排水対策として排水機場、排水樋門、排水路等を整備。また、国営事業により造成された大規模な施設のうち、高度の公共性を有し、その管理に特別の技術的配慮を必要とする施設等について管理を実施。併せて、これら事業のより効果的・効率的な実施に向けた調査を実施。【(2)-①との関連】農業水利施設の安定的な用水機能等を確保するための改修・整備に当たって、用水路の落差等を活用した小水力発電等の導入により、自ら消費する電力の供給や売電収入による施設の維持管理費の軽減に寄与する。	玉-0414

(4)	【参考:内閣府より】 農業生産基盤整備 事業に必要な経費 のうち農業競争力強 化基盤整備事業 (平成24年度) (主、関連:元-⑦, ⑧)	4,801 (4,799)	4,248 (4,248)	,	/1 //10	(2)-①-イ	農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備等の一体的な推進や、畦畔除去等の簡易な農地整備、老朽化した農業水利施設の補修・更新など、地域の実情に応じたきめ細やかな整備の推進を支援。 【(2)-①との関連】 農業水利施設の安定的な用排水機能等を確保するための改修・整備に当たって、用水路の落差等を活用した小水力発電等の導入により、自ら消費する電力の供給や売電収入による施設の維持管理費の軽減に寄与する。	内-0077
(5)	【参考:国土交通省より】 離島振興事業のうち 農業競争力強化基 盤整備事業 (平成24年度) (主、関連:元-⑦, ⑧)	1,784 (1,247)	1,233 (1,233)		1 1 7 h	(2)-①-イ	農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備等の一体的な推進や、畦畔除去等の簡易な農地整備、老朽化した農業水利施設の補修・更新など、地域の実情に応じたきめ細やかな整備の推進を支援。 【(2)-①との関連】 農業水利施設の安定的な用排水機能等を確保するための改修・整備に当たって、用水路の落差等を活用した小水力発電等の導入により、自ら消費する電力の供給や売電収入による施設の維持管理費の軽減に寄与する。	国-0410
(6)	【参考:国土交通省より】 奄美群島振興開発 事業のうち農業競争 力強化基盤整備事業 (平成24年度) (主、関連:元-⑦, ⑧)	3,182 (2,778)		,	2,670	(2)-①-イ	農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備等の一体的な推進や、畦畔除去等の簡易な農地整備、老朽化した農業水利施設の補修・更新など、地域の実情に応じたきめ細やかな整備の推進を支援。 【(2)-①との関連】 農業水利施設の安定的な用排水機能等を確保するための改修・整備に当たって、用水路の落差等を活用した小水力発電等の導入により、自ら消費する電力の供給や売電収入による施設の維持管理費の軽減に寄与する。	国-0411
(7)	【参考:国土交通省より】 北海道開発事業のうち農業競争力強化 基盤整備事業 (平成24年度) (主、関連:元-⑦, ⑧)	33,919 (33,883)	,		18 300	(2)-①-イ	農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備等の一体的な推進や、畦畔除去等の簡易な農地整備、老朽化した農業水利施設の補修・更新など、地域の実情に応じたきめ細やかな整備の推進を支援。【(2)-①との関連】 農業水利施設の安定的な用排水機能等を確保するための改修・整備に当たって、用水路の落差等を活用した小水力発電等の導入により、自ら消費する電力の供給や売電収入による施設の維持管理費の軽減に寄与する。	国-0414
(8)	【参考:国土交通省より】 離島振興事業のうち 農山漁村地域整備 交付金 (平成22年度) (関連:元-⑦,⑧,⑫, ⑭,⑰,⑫)	5,290 の内数 (5,270 の内数)		の内数 (4,827		(2)-①-イ	自治体が農山漁村地域ニーズにあった計画を自ら策定し、農山漁村地域の防災力の向上、農林水産業の基盤整備の推進を交付金により支援。 【(2)-①との関連】 交付金の事業内容の一つである農業水利施設の整備に当たり、用水路の落差等を活用した小水力発電 等の導入により、自ら消費する電力の供給や売電収入による施設の維持管理費の軽減に寄与する。	国-0410

(9)	【参考:国土交通省より】 奄美群島振興開発 事業のうち農山漁村 地域整備交付金 (平成22年度) (関連:元-⑦,⑧,⑫, ⑭,⑰,②)	1,784 の内数 (1,784 の内数)	1,625 の内数 (1,625 の内数)	の内数	1,525		自治体が農山漁村地域ニーズにあった計画を自ら策定し、農山漁村地域の防災力の向上、農林水産業の基盤整備の推進を交付金により支援。 【(2)-①との関連】 交付金の事業内容の一つである農業水利施設の整備に当たり、用水路の落差等を活用した小水力発電等の導入により、自ら消費する電力の供給や売電収入による施設の維持管理費の軽減に寄与する。	国-0411
(10)	【参考:国土交通省より】 北海道開発事業のうち農山漁村地域整備交付金 (平成22年度) (関連:元-⑦,⑧,⑫,⑭,⑰,⑳)	11,826 の内数 (11.820 の内数)	11,588 の内数 (11.581 の内数)	の内数 (10,234	11,284 の内数	(2)-①-イ	自治体が農山漁村地域ニーズにあった計画を自ら策定し、農山漁村地域の防災力の向上、農林水産業の基盤整備の推進を交付金により支援。 【(2)-①との関連】 交付金の事業内容の一つである農業水利施設の整備に当たり、用水路の落差等を活用した小水力発電等の導入により、自ら消費する電力の供給や売電収入による施設の維持管理費の軽減に寄与する。	国-0414

- (注1)「予算額計」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。
- (注2)当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に、「主」と記載している。 また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。
- (注3)政策の予算額及び政策の執行額について、複数政策に関連する予算については、<>外書きで記載している。
- (注4)移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

参考資料

1. 用語解説

注1	再生可能エネルギー	国際再生可能エネルギー機関(IRENA)憲章によれば、「再生することが可能な資源から持続可能な態様で生産されるあらゆる形態のエネルギーを言い、特にバイオエネルギー、地熱エネルギー、水力電気、海洋エネルギー、太陽エネルギー、風力エネルギーを含む」とされている(出典:資源エネルギー庁「エネルギー白書」(2010))。 このうち、「再生可能エネルギー電気」とは、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法においては、再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー源を変換して得られる電気とされている。 再生可能エネルギー源:太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等
注2	土地改良長期計画	土地改良法の規定により、土地改良事業の計画的な実施に資するため、食料・農業・農村政策審議会の意見を聞いた上で計画案を作成し閣議決定。計画 期間は、5年を一期として、土地改良事業の実施の目標及び事業量を決定。